

区分：Ⅲ

場所	1号機	
件名	タービン建屋西側（屋外）における病人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 23 年 8 月 6 日午前 11 時 55 分頃、1 号機タービン建屋西側（屋外）において、防潮堤設置に伴う事前調査のためのボーリング作業に従事していた協力企業作業員が作業後に気分が悪くなり、構内にある協力企業事務所へ移動し休憩していました。その後も体調が回復しなかったことから、午後 1 時 43 分頃、業務車にて病院へ搬送しました。なお、当該作業員の意識はありました。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u></p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>診察の結果、熱中症（熱けいれん）、軽症と診断されました。 当該作業においては、熱中症対策としてこまめな休憩や水分補給を行っていましたが、今後とも作業員の体調管理のため、作業開始前の体調確認を行い、休憩や適度な水分および塩分の補給を心がけるよう再度注意喚起を行います。</p>	

1号機タービン建屋西側（屋外）における病人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所 屋外